- 特別支援教育を担う教師の養成・採用・研修等の在り方等に係る最近の動向
- 主な提言及び今後の検討事項について

# 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

~全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現~(答申)【概要】

# 第1部 総論

令和3年1月26日中央教育審議会

# 1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が、<u>自分のよさや可能性を認識</u>するとともに、<u>あらゆる他者を価値のある存在として尊重</u>し、<u>多様な人々と協働</u>しながら様々な社会的変化を乗り越え、<u>豊かな人生を切り拓き</u>、<u>持続可能な社会の創り手となる</u>ことができるようにすることが必要

# 2. 日本型学校教育の成り立ちと成果, 直面する課題と新たな動きについて

# 成果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割 ①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障(安全・安心につながることができる居場所・セーフティネット)

## 課題

子供たちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子供たちの多様化(特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加,貧困,いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等)
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化,人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念(自立・協働・創造)の継承

学校における 働き方改革の推進

GIGAスクール構想の 実現 新学習指導要領の 着実な実施

必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現

# 3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

- ①個別最適な学び(「個に応じた指導」(指導の個別化と学習の個性化)を学習者の視点から整理した概念)
- ◆ 新学習指導要領では,「個に応じた指導」を一層重視し,指導方法や指導体制の工夫改善により,「個に応じた指導」の充実を図るとともに,コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えることが示されており、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要
- ◆ GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境の活用,少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め,「個に応じた指導」を充実していくことが重要
- ◆ その際, 「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開し、個々の家庭の経済事情等に左右されることなく、子供たちに必要な力を育む

## 指導の個別化

- 基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため
  - ・支援が必要な子供により重点的な指導を行うことなど効果的な指導を実現
  - ・特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う

# 学習の個性化

- 基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、子供の興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する
- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう,これまで以上に子供の成長やつまずき,悩みなどの理解に努め,個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく 指導・支援することや,子供が自らの学習の状況を把握し,主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴(スタディ・ログ)や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要

# それぞれの学びを一体的に充実し 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる

# ②協働的な学び

「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう,探究的な学習や体験活動等を通じ,子供同士で,あるいは多様な他者と協働しながら,他者を価値ある存在として尊重し,様々な社会的な変化を乗り越え,持続可能な社会の創り手となることができるよう,必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要

集団の中で個が埋没してしまうことのないよう, <u>一人一人のよい</u>点や可能性を生かすことで,異なる考え方が組み合わさり、よりよい学びを生み出す

- 知・徳・体を一体的に育むためには、教師と子供、子供同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動など、 様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が、AI技術が高度に発達するSociety5.0時代にこそ一層高まる
- 同一学年・学級はもとより、異学年間の学びや、ICTの活用による空間的・時間的制約を超えた他の学校の子供等との学び合いも大切

# 子供の学び

## 幼児教育

- 小学校との円滑な接続, 質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等により, 質の高い教育を提供
- 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、全ての幼児が健やかに育つことができる

# 高等学校教育

- ◆ 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、社会の 形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれる
- 地方公共団体,企業,高等教育機関,国際機関,NPO等の多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学び
- 多様な生徒一人一人に応じた探究的な学びや, STEAM教育など 実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な学び

## 義務教育

- 新たなICT環境や先端技術の活用等による学習の基盤となる資質・能力の確実な育成,多様な児童生徒一人一人の興味・関心等に応じ意欲を高めやりたいことを深められる学びの提供
- 学校ならではの児童生徒同士の学び合い,多様な他者と協働した探究 的な学びなどを通じ,地域の構成員の一人や主権者としての意識を育成
- 生活や学びにわたる課題(虐待等)の早期発見等による安全・安心な学び

# 特別支援教育

- 全ての教育段階において、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境整備
- 障害のある子供とない子供が可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、通常の学級、通級による 指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学び の場の一層の充実・整備

# 教職員の姿

- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する 伴走者としての役割を果たしている
- 多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上により質の高い教職員集団が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と 連携しつつ学校が運営されている
- 働き方改革の実現や教職の魅力発信,新時代の学びを支える環境整備により教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され,志望者が増加し,教師自身も志気を高め,誇りを持って働くことができている

# 子供の学びや教職員を支える環境

- 小中高における1人1台端末環境の実現,デジタル教科書等の先端技術や教育データを活用できる環境の整備等による指導・支援の充実,校務の効率化 ,教育政策の改善・充実等
- ICTの活用環境と少人数によるきめ細かな指導体制の整備、学校施設の整備等による新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備
- 小中連携, 学校施設の複合化・共用化等の促進を通じた魅力的な教育環境の実現

# 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議

# (令和元年9月6日設置)



# 趣旨

○ 少子高齢化の一方、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、特別支援教育を必要とする子供たちの数は増加の一途

○ こうした状況のもと、特別な配慮を要する子供たちがその可能性を最大限に伸ばすとともに、自立と社会参加に必要な力を培うための適切な指導・必要な支援の重要性がますます向上

医療や福祉との連携の推進、障害者の権利に係る国際的な議論の動向等も踏まえつつ、特別支援教育の現状と課題を整理し、一人一人のニーズに対応した新しい時代の特別支援教育の在り方や、その充実のための方策等について検討を行うため、有識者会議を設置

#### 【主な検討事項】

- (1)特別な配慮を必要とする子供たちに対する指導及び支援の在り方
- (2) 医療や福祉と連携した特別支援教育の推進方策

(検討事項の具体例)

新しい時代の 特別支援教育の 方向性・ビジョン 障害のある 子供たちへの 指導の充実

教員の専門性の整理と 養成の在り方

特別支援教育の 枠組み 幼稚園・ 高等学校段階に おける学びの場

【委員】 朝日 滋也 全国特別支援学校長会長、東京都立大塚ろう学校統括校長 滝口 丰子 金沢大学学校教育系教授 竹中ナミ 社会福祉法人プロップ・ステーション理事長 (~令和2年6月18日) 田村 康一朗 東京都立光明学園統括校長 日本障害フォーラム代表 阿部 一彦 成澤 俊輔 NPO法人カシオペア理事、株式会社YOUTURN取締役 学校法人武蔵野東学園武蔵野東中学校長、 石橋 恵一 野□ 晃菜 株式会社LITALICO執行役員·LITALICO研究所長 武蔵野東小学校中学校統括校長 東内 桂子 広島県立呉南特別支援学校校長(令和2年6月19日~) 市川 宏伸 一般計団法人日本発達障害ネットワーク理事長 日詰 正文 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部長 市川 裕二 東京都立あきる野学園校長(令和2年4月1日~) 廣瀬 尚子 香川県教育委員会事務局特別支援教育課長 一木 薫 福岡教育大学教授 (~令和2年3月31日) 大出 浩司 学校法人大出学園理事長,若葉高等学園校長 佛坂 美菜子 パーソルチャレンジ株式会社ゼネラルマネージャー 二松學舍大学教授 ○岡田 哲也 松倉 雪美 富山県立ふるさと支援学校長 片岡 聡一 岡山県総計市長 真砂 靖 金森 克浩 日本福祉大学スポーツ科学部教授 弁護士 英憲 川髙 寿賀子 京都府立宇治支援学校長(~令和2年3月31日) ⋒宮﨑 全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授 正樹 神奈川県立上溝高等学校長 菊池 桃子 女優、戸板女子短期大学客員教授(~令和2年5月31日)  $\sqcup$ 全国特別支援学級•通級指導教室設置学校長協会長、 北村 宏美 香川県教育委員会事務局 山中 ともえ 東京都調布市立飛田給小学校長 特別支援教育課長(令和2年4月1日~) 株式会社オリィ研究所代表取締役所長・ロボットコミュニケーター 木村 浩紀 北海道札幌視覚支援学校長 吉藤 健太朗 熊谷 晋一郎 (◎:主査、○:主査代理) (令和2年6/30現在計26名、五十音順、敬称略) 東京大学先端科学技術研究センター准教授

## 【オブザーバー】

梅澤 敦 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事

西牧 謙吾 国立障害者リハビリテーションセンター病院長、発達障害情報・支援センター長

河村 のり子 厚生労働省社会・援護局障害福祉課障害児・発達障害者支援室長 (令和2年8/31現在計

(令和2年8/31現在計3名、五十音順、敬称略)

#### I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

- ・障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。
- ・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、
- ①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備
- ②障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、 連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、

- ・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充
- ・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現
- ・これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

#### Ⅱ、障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

#### 1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

- ・乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
- ・就学相談における保護者への情報提供の充実
- ・就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実

#### 3. 特別支援学校における教育環境の整備

- ・学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書(知的障害者用)の作成
- ・ICTを活用した在宅就労など新たな職域に係る人材育成の強化
- ・副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
- ・集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
- ・特別支援学校のセンター的機能(他の学校への支援)の強化

#### 2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

- ・特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
- ・自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
- ・通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討

#### 4. 高等学校における学びの場の充実

- ・通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立
- ・個別の教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の 提供など特別支援教育の充実
- ・特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

#### Ⅲ. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

#### 1. 全ての教師

- ・全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくり を研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
- ・特別支援教育に係る資質を教員育成指標に位置付け
- ・小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の推奨

#### 2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師

- ・OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
- ・小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位 の修得を推奨
- ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用した担当教師の専門性向上

#### 3. 特別支援学校の教師

- ・重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の 見直し、コアカリキュラムの策定
- ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた優良事例の収集・周知、 免許法認定通信教育の実施主体の拡大の検討

# IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

#### 1. ICT利活用の意義と基本的な考え方

・指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの 増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点を 踏まえて着実に対応

#### 2. 指導の充実と教師の情報活用能力

- ・オンラインを活用した自立活動の実践的研究
- ・文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進
- ・教師のICT活用スキルの向上

#### 3. ICT環境の整備と校務のICT化

- ・学校におけるICTの利活用体制の整備
- ・特別支援教育の校務のICT化(項目の標準化に向けた参考となる資料の提示)

#### 4. 関係機関の連携と情報の共有

・セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

# V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

#### 1. 就学前からの連携

・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備

#### 2. 在学中の連携

・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進

#### 3. 卒業後の連携

・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した― 体的な情報共有

# 4. 医療的ケアが必要な子供への対応

- ・医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位 置付けの検討
- ・中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置

#### 5. 障害のある外国人児童生徒への対応

・「外国人児童生徒等の教育の充実について(令和25 年3月)」を踏まえた取組の推進

# 令和の日本型学校教育」の構築を目指して〜全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現〜(答申)(中教審第228号)(特別支援教育部分)(令和3年1月26日)

# 4. 新時代の特別支援教育の在り方について

#### 【基本的な考え方】

- 特別支援教育への理解・認識の高まり、制度改正、通級による指導を受ける児童生徒の増加等、インクルーシブ教育の理念を踏まえた特別支援教育をめぐる状況は変化
- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に推進

# 【特別支援教育を担う教師の専門性向上】

# ①全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性

- ●障害の特性等に関する理解や特別支援教育に関する基礎的な知識、個に応じた分かりやすい指導内容や指導方法の工夫の検討
- 教師が必要な助言や支援を受けられる体制の構築、管理職向けの研修の充実
- ●都道府県において特別支援教育に係る資質を教員育成指標全般に位置づけるとともに、体系的な研修を実施

# ②特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる特別支援教育に関する専門性

- ●個別の指導計画等の 作成指導、関係者間の連携の方法等の専門性の習得
- ◆OJT やオンラインなどの工夫による参加しやすい研修の充実、発達障害のある児童生徒に携わる教師の専門性や研修の在り方に関する具体的な検討
- •小学校等教職課程において特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
- ●特別支援学校教諭免許取得に向けた免許法認定講習等の活用

# ③特別支援学校の教師に求められる専門性

- ●幅広い知識・技能の習得、専門的な知見を活用した指導、複数障害が重複している児童生徒への対応
- ●広域での研修や人事交流の仕組みの構築、教員養成段階における内容の精選やコアカリキュラムの策定
- ●特別支援学校教諭免許状取得に向けた国による教育委員会への情報提供等の促進、免許法認定通信教育の実施主体の拡大検討

# 特別支援教育を担う教師に求められる資質能力に関する記述

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」(令和3年1月)

※一部「令和の日本型学校教育」の構築を目指して〜全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現〜(答申)(中教審第228号) (令和3年1月26日)にも記載

- Ⅲ、特別支援教育を担う教師の専門性の向上
- 1. 全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性

# (制度、現状)

○ 発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍していることを前提に、小学校教員等の養成を目的とする教職課程においては、令和元年度入学生からは、全ての学生が発達障害や軽度の知的障害をはじめとする特別支援教育の基礎的内容(「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」)を1単位以上修得することが義務付けられた。また、小学校・中学校教諭の普通免許状の取得に当たっては、特別支援学校や社会福祉施設で介護等体験を行うことが義務付けられている。

# (求められる資質・専門性)

○ 全ての教師には、障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等が必要である。

加えて、障害のある人や子供との触れ合いを通して、障害者が日常生活又社会生活において受ける制限は、障害により起因するものだけではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、障害による学習上又は生活上の困難について本人の立場に立って捉え、それに対する必要な支援の内容を一緒に考え、本人自ら合理的配慮を意思表明できるように促していくような経験や態度の育成が求められる。

また、こうした経験や態度を、多様な教育的ニーズのある子供がいることを前提とした学級経営・授業づくりに生かしていくことが必要である。

○ 日々の教育実践において、目の前の子供の障害の状態等により、障害による学習上又は生活上の困難さが異なることを理解し、個に応じた分かりやすい指導内容や指導方法の工夫を検討し、子供が意欲的に課題に取り組めるようにすることが重要である。その際、困難さに対する配慮等が明確にならない場合などは、校内の特別支援教育コーディネーターや特別支援学級、通級による指導の担当教師、スクールカウンセラー等の心理の専門家に相談したり、必要に応じて特別支援学校や関係機関等に対し専門的な助言又は援助を要請したりするなどして、主体的に問題を解決していくことができる資質や能力が求められる。

# 特別支援教育を担う教師に求められる資質能力に関する記述

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」(令和3年1月)

※一部「令和の日本型学校教育」の構築を目指して〜全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現〜(答申)(中教審第228号) (令和3年1月26日)にも記載

- Ⅲ、特別支援教育を担う教師の専門性の向上
- 2. 特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる専門性

# (求められる専門性)

○ 特別支援学級や通級による指導の担当教師には、通常の教育課程に基づく指導の専門性を基盤として、実際に指導に当たる上で必要な、特別な教育課程の編成方法や、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成方法、障害の特性等に応じた指導方法、自立活動を実践する力、障害のある児童生徒の保護者支援の方法、関係者間との連携の方法等に関する専門性の習得が求められる。

特に、児童生徒の実態に応じて教育課程が異なる場合のある特別支援学級では、各教科等での目標が異なる児童生徒を同時に指導する実践力が求められる。

# (人事配置・採用)

- 特別支援学級や通級による指導を担当する教師には、通常の学級の担任に比べ特別支援教育に関する専門性が求められるため、特別支援学校での勤務経験など教師として一定の経験を積んだ者が担当することが望ましい。
- ・・・ (略) ・・・

# 特別支援教育を担う教師に求められる資質能力に関する記述

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」(令和3年1月)

- ※一部「令和の日本型学校教育」の構築を目指して〜全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現〜(答申)(中教審第228号) (令和3年1月26日)にも記載
- Ⅲ. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上
- 3. 特別支援学校の教師に求められる専門性

#### (制度、現状)

○ 特別支援学校の教師には、小学校等教諭の免許状に加えて特別支援学校教諭の免許状を所持することとされているが、教育職員免許法 附則第15 項の規定により、当分の間、特別支援学校教諭の免許状を所持していなくても特別支援学校の教師になれることとされている。

## (求められる専門性)

- 特別支援学校では、幼稚部から高等部までの幅広い年齢や発達段階の子供が在籍し、障害の状態等は個々に違っており、また、特別支援学校に設置されている学級のうち約4割が重複障害の学級であり、重複障害の子供が多く含まれていることから、一人一人の実態に応じて指導に当たる必要がある。こうした多様な実態の子供の指導を行うため、特別支援学校の教師には、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して、これを各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能の習得や、学校内外の専門家等とも連携しながら専門的な知見を活用して指導に当たる能力が必要である。
- 障害のある子供の一定数が複数の障害を重複して有していることを踏まえた対応が必要である。特に、障害者権利条約第24条において示されている通り、盲ろうの障害に関し、最も適切な教育が行われるべきことが求められているが、実際に盲ろうの障害を有する子供は、情報の入力や出力の観点から補完関係にある視覚と聴覚の両方に障害があるため、盲ろうの障害の独自性に合わせた指導事例の収集や、指導や支援のポイントの整理等を進め、専門性の高い教師の育成を支えていく必要がある。・・・(略)・・・
- 特別支援学校では、経験豊富な教師の人事異動や定年退職により、学校としての専門性が蓄積されにくく、個々の教師の専門性の向上だけではなく、学校全体として高い専門性を担保・共有するための仕組みづくりが必要である。また、一定の専門性を有した教師の人事異動により、学校としての専門性が大きく低下しないよう、学校が組織として専門性を担保・共有していく仕組みが必要である。
- 特別支援学校は、要請に応じて小中学校等の障害のある子供に関する助言や援助を行うことが求められており、特別支援学校が地域の特別支援教育の水準の向上に寄与するうえで、特別支援学校の教師が、小中学校等の各教科等の授業における障害のある児童生徒の「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、授業の助言・援助に当たっていく専門性を高めることが重要である。・・・(略)・・・

#### (養成)

- 特別支援教育の充実において、<mark>教師の養成機関である大学が果たす役割は大きく、引き続き、教師の養成等の充実</mark>を図ることが重要である。
- 特別支援学校の幼児児童生徒への指導や特別支援学校がセンター的機能を果たす上で最低限必要な資質や専門性を教職課程で得られるようにする必要がある。・・・(略)・・・

# 特別支援教育を担う教師の専門性向上(特別支援学校の教師)

(中教審第 【令和の日本型学校教育」の構築を目指して~全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現~(答由) 228号) (抜粋)]

特別支援教育を担う教師の専門性向上 ③特別支援学校の教師に求められる専門性

#### (略)

○さらに、広域での研修の什組みや人事交流を可能とする什組みの構築などのほか、養成段階では現在の総単位数の中で、**特別支援学校学習指導要領等を** 根拠に、特別支援学校の教師として押さえておくべき内容を精選するとともに、発達障害など全ての学校種で課題となっている内容についても学べるよう、 内容を再検討することが必要である。あわせて、特別支援学校教諭の教職課程の質を担保・向上させるため、小学校等の教職課程同様、共通的に修得す べき資質・能力を示したファカリキュラ人を策定することが必要である。

# 特別支援学校の教職課程【26単位】



特別支援

学校教員



教育実習

専門の障害種及び専門 以外の障害種に関する -4

> 全障害種に 共诵する理論

特別の支援を必要とす る幼児、児童及び生徒 に対する理解 【1単位以上】

小学校等の教職課程

①教職課程の内容を整理し、特別支 援学校学習指導要領を根拠とする 内容(自立活動に関すること等) や発達障害を明確に位置づけ

# ②特別支援学校の教職課程コアカリ キュラムを策定

- ※コアカリキュラムとは教職課程で共通的に修 得すべき資質能力として、教職課程を構成す る科目に含めることが必要な事項ごとに到達 目標等を示したもの。小学校等の教職課程の 大半の科目について作成されている。
- ③学修の成果を高める工夫(例えば 事例共有等)

#### 【参老】

小学校等の教職課程コアカリキュラム(抄)

事項:特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

(1) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解

一般目標: (略)

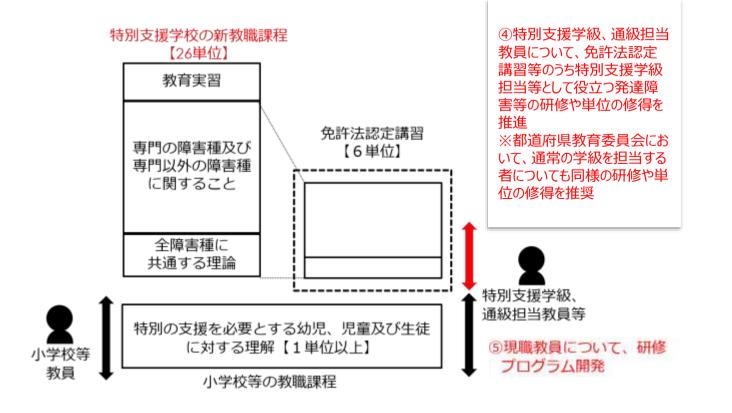
#### 到達目標:

- 1) インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する 制度の理念や什組みを理解している。
- 2) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要と する幼児、児童及び牛徒の心身の発達、心理的特性及び学習の 過程を理解している。
- 3) 視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱等を含む 様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困 難について基礎的な知識を身に付けている。

# 特別支援教育を担う教師の専門性向上(特別支援学級、通級による指導の担当教師)

【令和の日本型学校教育」の構築を目指して〜全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現〜(答申)(中教審第 228号)(抜粋)】

- (3) 特別支援教育を担う教師の専門性向上
- ②特別支援学級 通級による指導を担当する 教師に求められる特別支援教育に関する専門性 (略)
- ○また、現職の特別支援学級や通級による指導の担当教師については、特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用し、例えば自 立活動や発達障害に関する事項など特別支援学級担当等の資質向上に資する知識技能等の修得を促すことが必要である。 さらに 都道府県教育委員会 においては 研修の一環として通常の学級を担任する者に対し、免許法認定講習を活用した単位の修得を推奨することも考えられる。



- ※教育職員免許法には、都道府県教育委員会(授与権者)が行う検定によって教員免許状を授与する制度がある。本制度を通じて、現在、小学校等の普通免許状保有者が特別支援学校の二種免許状を取得する例が多くがあるが、この場合、①特別支援学校の教員(小学校等の教員を含む)としての勤務証明を要する在職を登りとしての勤務証明を要する在職を要する単位数6単位が必要であり、都道府県教育委員会等において免許法認定講習等が行われている。
- ※免許法認定講習等とは、一定の教員免許状を有する現職教員の方が、上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するために開設されている講習等のこと。

# 特別支援教育の免許状制度

#### ○教育職員免許法施行規則 (抜粋)

第七条の免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法 は、次の表の定めるところによる。

		第一欄	第一欄第二欄		第三欄		第四欄
		特別支援教育の 基礎理論に関す る科目	特別文援教育視域に関する科日 		免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外 の領域に関する科目		心身に障害のある幼児、
			心身に障害のある幼児、 児童又は生徒の心理、 生理及び病理に関する 科目	心身に陧舌ののる幼児、  旧音サけ生法の教育課程		心身に障害のある幼児、児 童又は生徒の教育課程及び 指導法に関する科目	児童又は生徒について の教育実習
免許状の種類		最低修得単位数					
特別支援	専修免許状		十六		五		Ξ
	一種免許状	Ξ	十六		五		Ξ
	二種免許状	=	八		Ξ		Ξ

- 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に 障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
- 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域(授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別 支援教育領域をいう。次項において同じ。)について、それぞれ次のイ又は口に定める単位を修得するものとする。
- イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒 の心理、生理及び病理に関する科目(以下「心理等に関する科目」という。)並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目(以下「教育課程等に関する科目」という。)について合わせて八単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位)以上(当該心理等に 関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位)以上を含む。)
- 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域 に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位)以上 (当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位 (二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位) 以上を含む。)
- 三 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者 に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。
- 四 第四欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数一年に ついて一単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。
- |五 前号に規定する実務証明責任者は、特別支援学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする(第五項第三号においても同 $oldsymbol{12}$ 様とする。)

- 特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を有していなければならない。
  - ※ただし、免許法附則第15項の規定により、当分の間、特別支援学校教諭の免許状を有していなくても特別支援学校の教員になれる こととされている。
- 特別支援学校教諭の免許状は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)の 特別支援教育領域を定めて授与される。現職教員として勤務経験を加味し習得単位数を軽減することや、免許状の授与を受けた後 新たに特別支援教育領域を追加することも可能。

# 【教職課程】大学等における単位

特別支援教育に関する科目		免許状の種類		一種・ 専修 免許状	二種 免許状
最低修得単位数	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目			2
	第二欄	特別支援教育領域に 関する科目 (※)	心身に障害のある幼児、児童又は生 徒の心理、生理及び病理に関する科 目	16	8
			心身に障害のある幼児、児童又は生 徒の教育課程及び指導法に関する科 目	16	
	第三欄	免許状に定められる こととなる特別支援 教育領域以外の領域 に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生 徒の心理、生理及び病理に関する科 目	5	3
			心身に障害のある幼児、児童又は生 徒の教育課程及び指導法に関する科 目	3	
	第四欄	心身に障害のある幼児	児、児童又は生徒についての教育実習	3	3
	計			26	16

# 【現職教員】勤務年数 + 軽減された単位

	一種 一種 免許状	二種 免許状	専修 免許状
必要となる 免許状	特別支援学 校教諭二種 免許状	幼、小、中、 高の教諭の 普通免許状	特別支援学 校教諭一種 免許状
教諭としての勤務年数	3年	3年 ※幼小中高 での勤務含 む	3年
必要習得 単位数	6	6	1 5

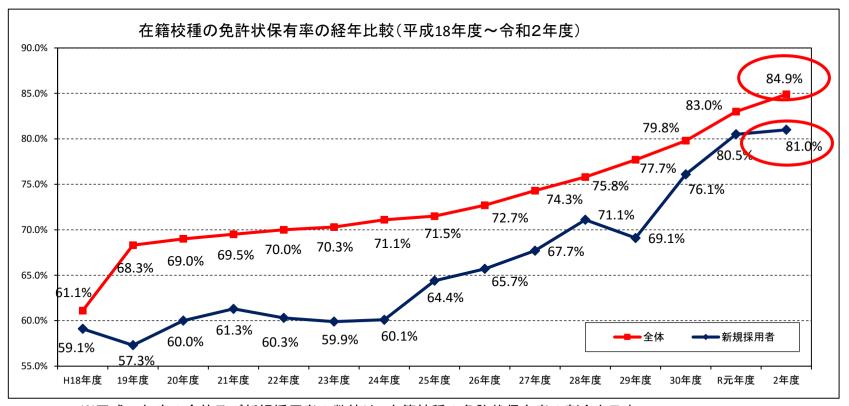
○ 特別支援学級担任や通級による指導を担当する教員については、特別支援学校教諭免許状を有すること等の法令上の規定はない。

# 特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて



# (特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

- ○免許状保有率:84.9%(令和2年度) ⇒ 本来保有すべきもの ※教育職員免許法附則第15項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)
  - 特別支援学校全体の免許状保有率、新規採用者の保有率は上昇傾向
  - ・通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示

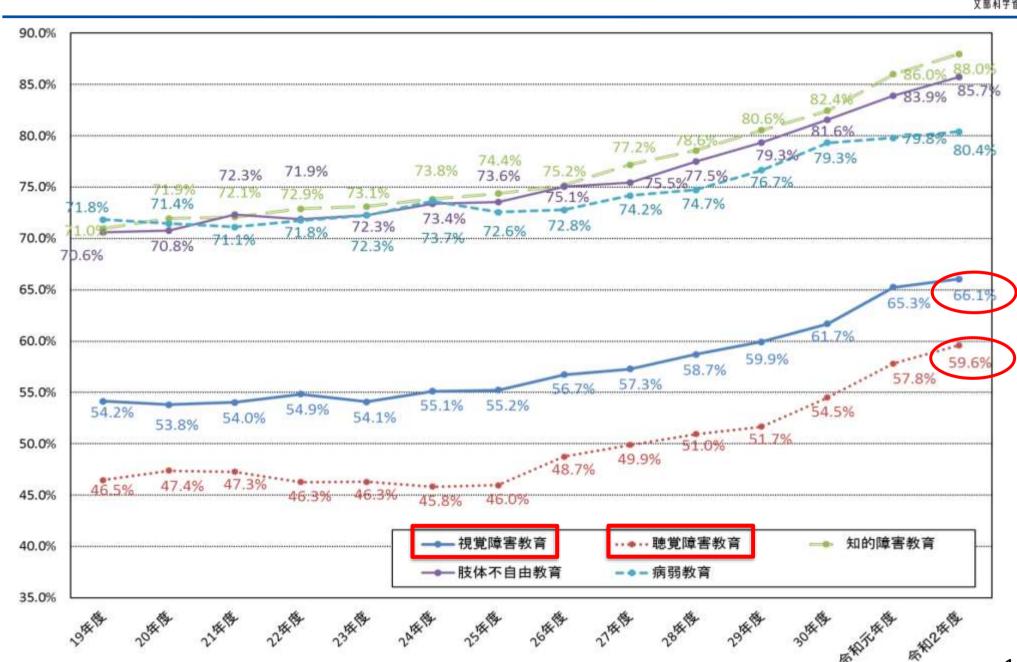


※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。 平成19年度以降は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」 を合わせた割合を示す。

※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭 免許状を保有している割合:31.2%

# 在籍校種の特別支援学校教諭免許状の保有率の推移(障害種別)





# 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について(令和3年3月12日中央教育審議会諮問) 「概要」

中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」【令和3年1月26日】のポイント 〜全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現〜

# 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

# 「令和の日本型学校教育」において実現すべき教師を巡る理想的な姿

- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、<u>子供一人一人の学びを最大限に引き出し</u>、<u>主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たしている</u>
- **多様な人材の確保**や教師の資質・能力の向上により**質の高い教職員集団**が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
- 働き方改革の実現や教職の魅力発信,新時代の学びを支える環境整備により教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができている

ICTの活用と少人数学級を車の両輪として、「令和の日本型学校教育」を実現し、それを担う質の高い教師を確保するため、教師の養成・採用・研修等の在り方について、**既存の在り方にとらわれることなく、基本的なところまで遡って検討を行い、必要な変革を実施、教師の魅力を向上** 

# 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について(諮問)

# ①教師に求められる資質能力の再定義

- ・「令和の日本型学校教育」を実現するために教師に求められる 基本的な資質能力
- ③教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し
- ・①を踏まえた教職課程の見直し
- ・学校外で勤務してきた者等への教員免許の在り方
- ・免許状の区分の在り方
- ・必要な教師数と資質能力の確保が両立する教員免許更新制の見直し

# ②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方

- ・優れた人材確保のための教師の採用等の在り方
- ・強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職の在り方
- ④教員養成大学·学部,教職大学院の機能強化·高度 化
- ・多様化した教職員集団の中核となる教師を養成する教員養成 大学・学部,教職大学院の教育内容・方法・組織の在り方
- ・学生確保,教職への就職,現職教員の自律的な学びを支えるインセンティブの在り方

# ⑤教師を支える環境整備

・教師を支える環境整備

・教師の学び等の振り返りを支援する仕組み

# 資質能力の構造化の試案(イメージ)―大臣指針の記載-

# 教員育成指標の内容を定める際のフつの観点

- 教職を担うに当たり必要となる素養に関する事項(倫理観、使命感、責任感、教育的愛 情、総合的な人間性、コミュニケーションカ、想像力、自ら学び続ける意欲及び研究能力を含 **計。**)
- (2) **教育課程の編成、教育又は保育の方法及び技術に関する事項**(各学校の特色を生かし たカリキュラム・マネジメントの実施、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、情 報機器及び教材の活用に関する事項を含む。)
- (3)学級経営、ガイダンス及びカウンセリングに関する事項
- (4)幼児、児童及び生徒に対する理解、生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育等 に関する事項(いじめ等児童生徒の問題行動への対応、不登校児童生徒への支援、情報モ ラルについての理解に関する事項を含む。)
- 特別な配慮を必要とする幼児、児童及び生徒への指導に関する事項(障害のある幼児、 児童及び牛徒等への指導に関する事項を含む。)
- (6) 学校運営に関する事項(学校安全への対応、家庭や地域社会、関係機関との連携及び 協働、学校間の連携に関する事項を含む。)
- (7) 他の教職員との連携及び協働の在り方に関する事項(若手教員の育成に係る連携及び 協働に関する事項を含む。)

# 特別支援教育を担う教師の養成・採用・研修等の在り方に係る 主な検討事項

- 1. 特別支援教育を担う質の高い教職員集団の在り方
- 2. 特別支援学校教諭免許状及びその教職課程コアカリキュラム の在り方
- 3. その他関連事項

# 1.特別支援教育を担う質の高い教職員集団の在り方

- 特別支援教育を担う教師に求められる資質能力に関する記述 (本資料P4~6)において明示された資質・専門性の新たな方 向性を踏まえ、特別支援教育を担う質の高い教職員集団を支えて いくために、(1)特別支援学校の教師、(2)特別支援学級、 通級による指導を担当する教師について、以下の検討が必要。
- ① 優れた人材確保のための教師の養成、採用の在り方について どのように考えるか。
- ② 現職教員の、強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職養成 の在り方について、どのように考えるか。

# (1)特別支援学校の教師

# ① 養成、採用の在り方

(例)

- 特別支援学校の児童生徒の実態に応じた適切な指導を実施し、また、センター的機能を果たす上で必要な資質や専門性を教職課程で得られるようにするため、特別支援学校教諭免許状の教職課程に特別支援学校学習指導要領を根拠とする内容(自立活動、知的障害のある子供のための各教科等、重複障害者等に関する教育課程の取扱い)と、「発達障害」に関する事項を加える。

# ② 現職教員の強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職養成の在り方

(例)

- 特別支援学校教諭免許状の保有率の向上に向けた取組 (人事交流等の教員の免許取得計画の作成と進捗の把握、教育委員会における取組事例の収集)
- 教育職員免許法附則第15項(特別支援学校における特別支援学校教諭の免許状所持を猶予する規定)について、取得が猶予される状況や取得に対する方向性を明確化(当該教員の前任校が小中学校等であり、取得中或いは取得する計画があるなど)
- -小学校等との人事交流の拡充(一定規模の集団に対する教科指導や生徒指導の力量形成、交流人事協定書の目的の明確化、教科免許取得計画の作成、人事交流期間中及び後の取得を目指した進捗状況の把握・サポート)
- 特別支援教育コーディネーターの在り方や位置づけ、人材育成の仕組みの構築 (例:インセンティブ付与の仕組み等)

# (2)特別支援学級、通級による指導を担当する教師

# ① 養成の在り方

(例)

- -小学校等教諭の免許状の教職課程における学生が、特別支援学校教諭免許状の教職課程のうち、自立活動等に関する事項の単位を取得することを推奨
- -特別支援教育に関わる魅力の発見や動機付けのための方策として、
  - ✓小学校等教諭の免許状の教職課程における教育実習時に、特別支援学校・特別支援学級での経験を 積ませることを推奨
  - ✓大学等に対し、小学校等教諭の免許状の教職課程とは別に実施する介護等体験の体験先として、特別支援学校等での体験を積極的に行うことを推奨。
  - ✓小学校等教諭の免許状の教職課程における学生が、特別支援学校教諭の免許状を取得しようとする場合、教育実習の単位に反映できる学校体験活動の場を、特別支援学校に限定。

# ② 採用の在り方

(例)

-特別支援学校教諭免許状の教職課程の単位の取得や、特別支援教育に関わるボランティア、特別支援教育支援員等の経験を、採用試験において考慮(小中学校等への採用試験における加点、一次試験免除等。国における取組事例の収集と周知)

# (2)特別支援学級、通級による指導を担当する教師

# ③ 現職教員の強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職養成の在り方

# (教員の強みを伸ばす育成)

(例)

- -特別支援学校との人事交流の拡充(人事交流期間中及びその後の**免許取得計画**の作成と進捗の把握)
- -自治体において、特別支援教育を必要とする幼児、児童生徒への指導に関する事項を**教員育成指標**に盛り込み、その上で、全ての教師に対して実施する初任者研修、中堅教諭等資質向上研修等に、特別支援教育に関する内容を必ず盛り込む(特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を研修として活用するなど)
- -特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用し、知識技能等の修得を促す(コアカリキュラムにおいて、自立活動、発達障害に関する事項等、修得が推奨される科目を示す)ことにより、特別支援学校教諭免許状の保有率の向上
- -教育委員会が教師の**単位修得状況**(特別支援学校教諭免許状の教職課程の一部科目、採用後の免許法認定講習等)や**研修受講**(国立特別支援教育総合研究所(NISE)による「学びラボ」等)の履歴を把握したり、**評価や配置に反映**できる仕組みの普及
- -学校内(通常の学級と通級による指導、通常の学級と特別支援学級、通常の学級と特別支援学校分教室)、域内(小中学校等と特別支援学校)の教師間による相互乗り入れ授業等のOJT研修の仕組みを構築し、通常の学級の教師が特別支援教育を必要とする児童生徒への個別指導について学んだり、特別支援教育を担当する教師が一斉指導における個別配慮を学ぶ機会を拡大

# (2)特別支援学級、通級による指導を担当する教師

# (教員のキャリアパス)

(例)

-特別支援教育コーディネータの在り方や位置づけ、人材育成の仕組みの構築 (例:インセンティブ付与の仕組み等)

# (管理職養成)

(例)

- 管理職の教員育成指針に特別支援教育を明記
- 管理職選考や登用に当たって、特別支援教育に係る経験(特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、特別支援教育コーディネーター等)を考慮することを推奨

# 2.特別支援学校教諭免許状及びその教職課程コアカリキュラムの在り方

# (1)特別支援学校の教師

# ① 養成、採用の在り方

○ 特別支援学校教諭免許状の教職課程の整理

(特別支援学校学習指導要領を根拠とする自立活動、知的障害のある子供のための各教科等、重複障害者等に関する教育課程の教育課程の取扱いや、発達障害を位置づけ)

○ 教職員免許法及び同施行規則に基づき、全国すべての大学の教職課程で共通的に履修すべき資質能力を示した**特別支援学校教諭免許状の教職課程コア**カリキュラムの策定

上述の2点については、本検討会議において基本方針を示した上で、コアカリキュラム検討のためのワーキンググループを設け、検討・作成していく。

# 3. その他関連事項

○ 視覚障害、聴覚障害において、免許を取得できる大学の教職課程や専門とする大学教員が少なく、これらの分野における免許取得率が低い中、教職課程及び現職教員に対して、これらの分野における免許取得をどのように推進していくか。

(例)

- -教職課程において、大学間連携により、複数の大学の専門分野の強みを持ち寄って、より身近な大学において免許状の取得が可能となるような取組の普及
- -現職教員に向けた、NISEによる特別支援学校教諭免許状に係る免許法認定通信教育の継続的実施と、 実施主体の拡大
- -教職大学院と連携した管理職の資質向上のための研修の機会の充実

# 4. 今後の検討の進め方・主なスケジュール

# 検討スケジュール(案)

- ○中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会、初等中等教育分科会教員養成部会との連携しつつ進める。
- ○上記のスケジュール及び議論内容については、今後変更の可能性がある。

	検討会議	ワーキンググループ	サブWG	
令和3年 10月25日 10:30~12:30	第1回会議開催(10/25) ①これまでの提言等及び検討事項 ②自由討議(主に教職課程コアカリキュラムの 在り方について)			
11月25日 10:30~12:30	第2回会議開催(11/25) ①教職課程コアカリキュラムの基本方針に係る 自由討議 ②WGの設置について			
12月20日 14:00~16:00	第3回会議開催(12/20) ・ヒアリング(教育委員会、大学等)	【WG全員出席】 第1回会議開催(12/16) ①これまでの検討会議の議論の報告 ②今後のコアカリキュラム作成の基本的 方向性と考え方について		
令和4年 1月	<b>第4回会議開催</b> ・検討課題に係る論点整理		サブWG開催(1~3回程度)	l
2月	第5回会議開催 ①検討課題に係る論点まとめ ②WGから素案の報告及び自由討議	【ザフ*WG代表出席】 第2回会議開催(2/15) ①各領域の検討状況の共有 ②今後の作業(修正)方針の確認	サブWG開催(1~3回程度)	
3月	第6回会議開催 ①検討課題に係る報告とりまとめ ② <mark>教職課程コアカリキュラム(素案)の確定</mark>	【サブWG代表出席】 第3回会議開催(3/8) ①第5回検討会議の議論等を踏まえた修正 案の検討		
4月/5月	教職課程コアカリキュラムにかかるパブリック コメント等			
6月	第7回会議開催 ①パブリックコメントの結果 ②教育職員免許法施行規則(案)及び 特別支援学校教諭の教職課程コアカリ キュラム(案)について			30